

## 事前登録手続について

鹿児島地方検察庁

### 1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前登録を必要とします。

この事前登録は、次の①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のはか、①ないし⑦に該当しない記者で、各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

### 2 申請方法

申請者は、それぞれの場合に応じて、以下の全ての書類を郵送にて、鹿児島地方検察庁検察広報官宛てに提出してください。

なお、既に他の検察庁へ登録済の記者については、下記(2)以下の手続に従ってください。

#### (1) 初めて登録申請を行う場合

ア 登録申請書 **【登録申請書】**

イ 身分を証明する書類

(ア) 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し

(イ) 上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し

(ウ) 上記1⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証

明できるものの写し

なお、これらの書類は、いずれもカラーコピーでお願いします。

また、上記各書類に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付してください。

ウ 事前登録の対象者であることを疎明する書類

(ア) 上記1⑦に該当するとして申請する記者については、直近3か月以内に執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、合計3記事以上）の写し

(イ) 上記1⑧に該当するとして申請する記者については、記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書 **【証明書ひな形】**

(2) 既に他の検察庁へ登録済の場合

ア 登録申請書

イ 身分を証明する書類

(ア) 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し

(イ) 上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し

(ウ) 上記1⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し

なお、これらの書類は、いずれもカラーコピーでお願いします。

また、上記各書類に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付してください。

ウ その他の書類

必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おき願います。

3 申請期限

本登録の申請期限は、**令和7年12月12日（金）**（消印有効）です。

4 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者に当たらないなどの理由により登録が認められなかつた方には、別途郵便で、その旨お知らせします（登録者にはお知らせしません。）。

5 連絡先の登録

臨時記者会見については、通常、開催30分から1時間前にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てにお知らせする予

定です。

つきましては、各会員社は各社の連絡先を、上記⑦及び⑧に該当する記者は自身への連絡先を登録していただく必要があります。その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

#### 6 登録の更新手続について

今回、当庁において登録した記者については、令和8年12月頃に登録の更新手続が必要となります。

更新手続の詳細については、おって、お知らせします。

#### 7 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法でお知らせします。

#### 8 登録申請書の郵送及び問合せ先

〒 892-0816 鹿児島市山下町13番10号

鹿児島地方検察庁 検察広報官宛て

電話 099-226-0628 (直通)

(メール・FAXでの問合せには応じておりません。)

以 上